

第2回宮城県産業振興審議会水産林業部会

日 時：平成15年10月21日（火）

午後3時から5時まで

場 所：宮城県庁4階 特別会議室

宮城県産業経済部

1. 開 会

司会 本日は、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

ただいまから第2回宮城県産業振興審議会水産林業部会を開催いたします。

この水産林業部会では、産業振興審議会の5名の委員に加えて、専門委員として6名の皆様にお入りいただき、計11名でご審議をいただくことになっております。

前回欠席されている委員の方がいらっしゃいますので、改めて事務局からご紹介をさせていただきます。

(別紙、資料等により紹介)

司会 なお、川村委員は、本日、所用のため欠席されております。

本会議の定足数は2分の1以上であり、本日はこの要件を満たしており、会議が成立しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料は、資料1から資料5まであります。資料の不足等がありましたら、係員にお申しつけください。

次に、委員の皆様の御発言につきましては、お手元にごございますマイクの使用をお願いしますので、前回にもお話をしましたが、簡単にご説明をさせていただきます。

ご発言の際には、右下にごございますマイクスイッチをONにして、マイクのところにありますオレンジ色のランプが点灯しましてからご発言をお願いいたします。

ご発言が終わりましたら、必ずマイクのスイッチをOFFにしてくださいようお願いします。大変ご面倒をおかけしますが、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

2. 議事

司会 それでは、早速議事に入りたいと思います。

会議は、条例の規定に基づきまして、部会長が議長となって進めることになってございます。

谷口部会長にこれからの議事進行をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

谷口部会長 それでは、議事に入ります。

当部会は、「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画について意見を取りまとめるよう求められておりますが、第1回の部会におきまして、この基本計画の基本的な部分について、非常にご熱心なご討論とご意見を賜りました。

本日の部会におきましては、前回の議論を踏まえて、事務局と私とで基本的な方向について整理をさせていただきました。今回は、その整理した内容を基礎としてご検討いただきます。

(1) 審議事項「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画について

谷口部会長 それでは、議事の1番目の審議事項、「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 漁業振興課長の鶴飼でございます。私の方からご説明を申し上げたいと思います。

まず、資料の1をごらんいただきたいと思います。

「基本計画に掲げる事項(案)」となっております。

これがこれから策定いたします計画書のスキームでございます。

この中で、まず最初、大きな1番目に「計画策定の考え方」というふうにいたしてございます。

計画策定の考え方について、ここにおいてまとめておきたいということでございます。

(1) としまして、その趣旨・目的でございますが、ここに書いてございますとおり、1行目の「みやぎ海とさかなの県民条例」。これに基づいて、本県水産業の健全な発展、それから県民生活の安定向上を図ると、こういうために策定をするものだということに記載をいたしております。

(2) としまして、この計画の位置づけでございます。

これは、条例の目的や基本理念を達成するために、計画的に講ずべき施策を定めるものでございますが、この3行目から4行目にかけて記載してございます国や県の各種計画との関連を持ちつつ、平成11年に策定されました「宮城県水産振興ビジョン」を引き継ぐ、新しい計画、こういったような位置づけになると考えております。

(3) 計画策定の方法でございます。

これにつきましては、県民の方々の意見を反映させるべく、今後手続きを踏むことにいたしております。

それから、(4)の計画の期間でございますが、およそ10年後の平成25年を目標といたしたい。こういうように考えております。

それから、大きな2番目「水産業に関する情勢、現状、課題」でございますが、ここの(1)から(3)まで、我が国、それから宮城県における現状と課題について。

これは前回さまざまご説明を申し上げたところでございますが、吟味をいたしまして、ここに文章化をして落としたいというふうに思っております。

次のページをお開き願います。

大きな3番目といたしまして、水産業振興に関する基本的な方針をここで整理をしておきたいということでございます。

(1)に施策推進の基本的な考え方というものをまとめてございます。

これまで、全体に書いてございますが、歴史的な蓄積であるとか地勢的な条件、そういったことがあるところでございますが、それらをもとにしまして、後ろ3行に書いてございますけれども、物質循環を通じて、自然と共生できる水産業の確立、これを目指すための施策を推進しようというようなことでございます。

そのために八つの柱を立てました。

最初の柱がでございますが、一つは水産資源水準の維持、そういったことによって、水産物の安定供給に努める。まさに当然のことでございますが、水産資源の維持安定ということを図ることといたしまして、結果としまして、その3行目にありますが、「自給率の向上」という国の基本理念に貢献をしていこうと、こういうことであります。

次に、でございますが、安全・安心、付加価値が高い。つまりは、消費者を意識したといえますか、消費者の目線に立った水産物の供給に努めること。これを二つ目の柱としております。

中ほどにあります、鮮度・品質などに加えて、「生産者の顔が見える」という「素性の明確性」、そういったものを強く進める方向を目指すべきであろうと、こういうふう考えております。

三つ目でございますが、経営感覚を重視しました担い手の育成あるいは生産体制、こういったことを目指すということで、これをもって、経営体質の強化を図っていくということでございます。

四つ目の柱、このブランド性を確立しようということございまして、1行目にありますが、競争力をつけるためには、やはりこういったブランド性ということも欠かせない要素でありますので、水産業者等がみずから、あるいはその流通業者、時には消費者を巻き込んで、連携して事に当たるようにすべきであるというふうな、四つ目の柱にしております。

五つ目としましては、水域の環境保全ということでありまして、前回は強く打ち出されましたけれども、物質循環のバランスの上に成り立つ産業として、環境負荷の小さい水産業を構築しようということあります。

次のページ、3ページをお開き願います。

六つ目の柱としまして、県民理解の促進に努めるということでございます。

この県民に支援をしていただく、サポーターとなっていただくためには、諸情報の積極的な発信が必要であって、そういうことによって、水産業に対する県民の理解を促進する必要があるということでもあります。

それから、七つ目の柱であります、水産業者等の自主的な取り組みを推進する。

この中身としましては、その資源の管理であるとか、環境の保全、あるいは衛生管理、そういったことにつきましては、何といたしても、第一義的な意味では、その水産業者等が自己責任のもとに行う取り組みがなければ実効は上がらないということでもありますので、これを七つ目の柱にしたということでもあります。

最後、八つ目の柱であります、産・学・官が連携して、自然と共生できる水産業の確立に努めるべきである。

水産業、いわゆる自然、特にこの水がもたらす環境というのは、非常にその把握が難しい面がございます。

そういったことでもありますので、産・学・官が連携して明らかにしていく必要があると。これはいわゆる循環型産業には不可欠であろうということもございます。

以上、この8本の柱建てをいたした上でその施策を推進していくに当たりまして、(2)番で留意点、心にとどめておくポイントを挙げております。

その一つが、宮城らしさの実現という点でございます。

一つは、2行目にありますが、水産物を全国に供給していくという、従来型の産地としての宮城、こういったものに加えまして、3行目から書いてありますが、宮城の消費者が水産物に誇りを持って、喜びを持って、これを求める。いわば「地産地消」の姿を実現する。これをもう一つの宮城らしさにすべきであろうということでもあります。

それから、二つ目でございます。これは全体的な話ではありますが、責務と役割分担ということで、県、国、市町村、水産業者等、それから県民、こういったそれぞれの相互理解と協力体制をとっていくべき点に留意をしたいということでもあります。

三つ目は、水産業者等の責務と役割ということで、この基本理念の実現に向けて、行政との緊密な連携はもちろんでございますが、ひとつこの施策展開に積極的な役割と主体的な取り組みを行っていくという点に留意をしたいということでもあります。

それから、四つ目でございますが、県民の役割ということに触れたいと思っております。

水産業や水産物に対する理解を深めることによって、結果的には、その宮城県産の水産物の

リーズナブルな消費に貢献をしていただくといったようなことを掲げたいと思っております。

次のページをお開き願います。

大きな4番目、計画の目標であります。

ある意味では、期待値でもあるわけですが、それをこの場所に掲げたいと思っております。

これについては後ほどご説明を申し上げたいと思います。

それから、大きな五つ目、施策の展開方向でございます。

ここにはいわゆる目次のみを記載してございますが、これもあと別途、別な資料でご説明を申し上げたいと思います。

それから、次のページをお開き願います。

大きな6として、その他必要な事項ということで、ここでは推進体制などについて触れたいと思っております。

これがいわば計画書の全体像でございます。

そこで、次に、資料の2をごらんいただきたいと思っております。

今の全体像の中で、目標値を掲げるというようなことではございますが、実はただいま、これまでいろいろ各資料に基づきまして積み上げをしまいいりました。まだ積み上げの最初の段階で、部分的には非常に悩んでいる面もございまして、本日はこの第一次集計値といったところをここに示してございます。したがって、いろいろと変更する点も出てこようかと思っております。

まず、第1番目に生産量についてでございますが、この区分で、「参考年」というのと「基準値」というのと「すう勢値」というのがございます。これについてちょっと説明をさせていただきます。

「参考年」は、これは平成13年の農林水産統計の値をもとにしたものでございます。

「基準値」というのは、平成9年から平成13年、この5カ年のうち、中庸3カ年の平均値をとっております。

これはなぜこんなものを持ってきたかといいますと、最初、基準年といたしまして、平成13年単年だけを置こうかと思ったのですが、何せ海況等の変動の大きい水産業でございますので、直近過去5カ年のうちの3カ年の中庸年の平均値というものを基準値として置いておくことも一つの方法ではなかろうかと思ったわけでございまして、これについては、委員各位のご意見を賜ればと思っております。

それから、「すう勢値」でございます。

これは過去から現在までの経営体あるいは漁労体の動向については、減少傾向をずうっとたどっているわけですが、そういう動向と近年の平均的な生産の動向、そういったものを掛け合わせまして、これが続けば、平成25年にはどうということになるだろうというようなことを単純に計算をしたものでございます。

そういったことがありまして、肝心の目標値の設定につきましてはただいま作業中でありまして、全部を記載することはできませんので、ここには考え方だけを載せてございます。

以上の前提をもとにしまして、生産量の遠洋漁業、それから沖合漁業でございますけれども、非常に厳しい面を持っておりまして、すう勢値をごらんになって、こんなに減るのかなというふうに思われるかと思いますが、本県においてはどうもそんなような状況であるということでございます。

また、目標値の設定に当たっての留意点でございますが、遠洋漁業部門については、国の方は「新漁場の開拓等による目標を設定したい」と言っております。具体的には、「参考年なり基準年なりの95%を目標にしたい」と言っております。

それから沖合漁業部門、これは資源管理の推進、サバ、スケトウダラ等の資源増、特にサバの資源増大といったようなことを念頭に置いております。国は、目標値としては、現在の12.2%という数字を掲げております。その主要なファクターは、サバの増大でございます。

ただ、本県にはサバをとる大中型巻網漁業というのは、1船団しかございませんので、なかなかそのファクターをまともに埋め込むわけにいかないということでございます。

それから、沿岸漁業につきましては、これもこれまでの経営体数の減が非常に大きいものがあります。そういったことから、こういう数字になっております。

ただ、目標設定に当たりましては、各漁業種類ごとに資源管理、あるいは栽培漁業の効果、そういったものを対象魚種ごとに勘案して積み上げをしたいと思っております。これは、現状より相当に伸ばせるというようなことを考えております。

それから、海面養殖業につきましては、このところ好調なことは好調なのでございますが、例えば、ホタテの需給バランスがちょっと崩れてまいりまして、心配な面も出てきているというようなことがございます。

しかしながら、主要養殖業の場合に見込まれる需給という面から見た適正な生産量とか漁場の利用状況等を勘案して、目標値を設定していきたいというふうに考えております。

次のページ、裏でございますが、裏を見ていただきます。

それから、2番目に同様の方法で生産額についての見積もりをいたしております。

目標値の設定に当たっての留意点は、特に沿岸漁業と海面養殖業でございますが、これもその資源管理による好適サイズの漁獲であるとか、高品質化、ブランド化による価格の上昇を織り込んで検討したいと思っております。

それから、3番目の経営体数の関係でございますが、これはすう勢値のところに記載したとおりでございますが、このままいけばかなり減っていくだろうというようなことを見込んでおります。

これが目標値の関連についてであります。

お気づきの方も大分おありだと思いますが、実は、ここに水産加工関係の数字が出ておりません。我々作業の過程で、その部分については非常に悩んでおりまして、これにつきましては、委員各位のご意見、業界のご意見をいろいろ検討させていただいて、どういう形の目標設定がいいのかを考えていきたいと思っております。

次に、資料の3をごらんいただきたいと思えます。

先ほど、計画のあらましのところの大きな5に該当するところでございます。

施策の展開方向。

この記載の仕組みについて、先にご説明申し上げます。

大きな柱ごとに、課題とそれから施策展開の基本方針、それと展開方向、これを並べておりますが、見方は、課題の1に対応する展開方向が1のところに記載されている。課題と展開方向の番号が一致しているというようなことでごらんいただければと思えます。

まず、一つの大きな柱、1番目の安全で良質な水産物の供給という点につきまして、そこに課題が載せてございます。展開方向の1番のところをごらんいただきたいのですけれども、まず一つは、生産・供給体制の確立の面であります。

これは一つ目の のところでいろいろ言っていますが、要は基盤整備を進めなければならないということ、それから2番目の では生産者の顔が見える、あるいは顔を見せる、そういう水産業者の主体的な取り組みということを促進している。 の三目でございますが、これは指導・研修といった教育面の充実、こういったことに取り組んでいく所存ということでありませう。

それから、2番目に、生産から消費までの一貫した監視といったような点についてでございます。

の1番目にあるとおり、これは、まず一つは生産段階における事柄、それから2番目で加工段階において、それから3番目でありますが、これはまだ今まだ実施されていないのです。

が、消費者参加型の監視体制といったことも施策として組み込む必要があるだろうということ
でございます。

それから、次の2ページでございますが、3番目としまして、生産から消費までの情報の共有と相互理解という点についてであります。

2番目のでも書いてございますが、水産物の生産、これはもう非常に漁・海況に大きく左右されるわけでありまして、それから、旬の時期とそうでない時期とでは全くその栄養特性が違ふといったような水産物の特性があるわけございまして、こういったことに関する情報を提供することによって、ある一面では賢い消費者づくりといいますが、そういったことを進めていく必要があるということでもあります。

それから4番目、食の安全・安心に関する体制整備と関係機関の連携強化、こういったことも施策の方向性として展開していかなければならないということでもあります。

ここまで申しまして、施策といたしましてはどうしてもあらゆる面をカバーする必要があるということで、非常に表面上、網羅的になってしまうという欠点がございますので、これをカバーするために、この中から特に力点を置くべき施策、あるいは発信すべきキーワード、そういったものを取り上げて、この1ページに戻っていただきますが、施策展開の基本方針の枠囲いの中に、そういった重点性、あるいはスローガンといったようなことをここに際立たせたいなと思っておるわけでございます。

そういったことで、委員各位のご意見がこの辺にもいただければと思っております。

次に、3ページでございます。

大きな2番目として、水産物の持続的な利用、そういう点についてでございます。

課題がそこに4点ほど書き出してございますが、この展開方向の1、水産資源の適切な保全と管理ということでございます。

一番上の は、漁業の許可制の運用であるとか、あるいはTAC、総漁獲量規制でございますが、この制度、こういった行政的な制度面の対応を図っていく必要がある。それから、2番目のでございますけれども、この資源の維持・安定ということにつきましては、当然その「適正な漁獲量、あるいは幼稚魚の保護対策など」というふうに書いてございます。

この「幼稚魚の保護対策」と書いてございますが、その心は、できれば産卵するサイズまで魚をとらないといったようなことが必要なわけでありまして、こういった運動を展開していく必要があるだろうということでございます。

それから、四つ目のでございます。自主的・主体的な水産業者の資源管理、これは当然の

ことながら進めなければならないわけですが、流通業者のその資源管理への参画と協力、こういったことも必要であろうということでございます。

それから、2番目、これは増養殖の推進ということでございます。

最初の にありますが、合理的な漁場の利用。要は、塩類と作物との関係でございますので、物質循環のバランスをとるという意味で、漁場の適正な利用活用という意味でございます。

それから、ちょっと一つ飛びまして、 の三つ目、サケについて書いてございます。

宮城県の沿岸漁業にとりまして、サケは非常に重要な魚であります。サケはより安定した回帰、こっち側に戻ってくる、そういうことを期待するためには、もっともっと健全な種苗、ここに「健苗」と書いてありますが、そういった健苗を放流するという、そういうことを推進していかなければならないということでございます。

次のページ、4ページをお開き願います。

上から2番目の のところに書いてありますが、これまで栽培漁業を推進してきているわけですけれども、より効率的な、あるいはコスト負担を広くしたり、あるいはコストを低くしたり、そういった効率的な栽培漁業を推進していく必要があるということでございます。

それから、大きな3の水産動植物の生育環境の保全という点であります。

1番目の にありますが、藻場などによって環境の維持、保全、修復を図るという取り組みが必要である。それから、二つ目の にありますけれども、2行目にありますとおり、森林や河川流域における取り組みとの連携を強化する必要がある。3番目の にありますが、最近問題になってきているんですけれども、「低酸素水」と我々言うておりますが、そういう非常に酸素分の少ない海水が発生したり、そういったことに関する海洋環境のモニタリングというものを強化する必要があるということです。それから、四つ目の につきましては、これは今非常に話題になっておりますが、肉食性外来魚、ブラックバスなどについて、これの拡散防止と駆除の取り組みを行っていく必要があるということです。

それから、4番目に、海面の利用の関係でございます。

三つ目の にありますが、遊漁船業者の組織化の推進等によりますルールづくりは、欠かせない施策であります。

次に、5ページをお開き願います。

大きな3番目でございますが、水産業を支えるという考え方。

それで、何をしていくかということでございます。

展開方向の1、研究開発及び普及という点でございます。

中長期的な視点というものを絞りつつ、現場のニーズに合った研究開発といったことをやっていくという基本スタンスを掲げております。

それから、2番目の方向性でございますが、効率的かつ安定的な経営体の育成ということでありまして、1番目の にありますとおり、災害に配慮する。自然が相手、それから流通自体が非常にグローバルになっているということを考えますと、リスク分析に立脚した経営の推進といったことを進める必要がある。それから、二つ目の であります、2行目にあります生産者の協業化、あるいはその漁業を支えるにふさわしい範囲での法人化への取り組み、これを支援するという方向であります。

それから、次のページ、6ページをお開き願います。

3の人材の育成及び確保であります。

これはいろいろございますが、例えば三つ目の において、農林畜産業及び観光産業と他業種との交流を促進していく。そして、視野をより一層広げていく必要があるだろうということでございます。

それから、4番目の労働環境の関係でございますが、1番目の にありますとおり、流通業者等との相互理解、あるいは漁業者間の連携によって、例えば十分な余暇を確保できる体制をつくる必要がある。

それから、5番目の柱として女性及び高齢者の参画とか、6番目として団体の育成強化、これを図っていく必要があるわけです。この中で、特に漁業協同組合の広域合併というのは、当面の目標として避けて通れない施策であると思っております。

次、7ページをお開き願います。

4番目として「競争力のある水産業の構築のために」ということでありまして、展開方向といたしましては、1番目に、多様化する需要に即した供給体制、これを整備していくという必要がある。

そのためには、1番目の にごございますが、流通業者との連携を強化することがぜひとも必要であるということでもあります。

それから、大きな2番目、付加価値の高い製品開発及び販売の促進という点がございます。

これが実は非常に重要なポイントであろうと思っております。

この中で、例えば二つ目の にごございますが、関係者が一体となったブランド性の向上、そういったことをやっていく必要があるわけでございますし、それから生産者団体みずからが販売事業に取り組んでいくといったようなことで、すべての業種に言えることでございますが、

全量ではなくても、少なくとも地産地消の分については、こういった取り組みは必要になってくるだろうと思っております。それから、一番下にございますとおり、若年層における水産物消費の拡大に向けた、そういう取り組みですが、ここでは学校給食ということが出ておりますが、そういったことも必要であるということでもあります。

それから、次のページ、8ページでございます。

先ほど来ちょっと難も出ていますが、1番目の の中ほどに書いてございます。地産地消の考え方を取り入れた県民に愛される水産物の供給体制を推進するというところでございます。

それから、3番目としまして、産業間の連携ということでございまして、新しい事業の創出を図っていくという、そういう方向づけも必要であるということでございます。

それから次のページ、9ページ、お開き願います。

大きな5番目といたしまして、漁業地域が有する多面的機能の発揮という点についてでございます。

展開方向の1でございますが、漁村地域の景観及び環境の保全という点でございます。

その整備ということもあるわけでございますが、三つ目の にありますとおり、海洋・河川・湖沼、こういったことを守るには、森林の保全など、ほかの産業との連携と県民参加型による環境保全ということを促進していかなければならないということでもあります。

それから、2番目で「住みよい漁村環境の整備」ということでございます。

上の 1・ 2は、そういう漁村の整備のあり方について触れておりますが、三つ目の におきまして言ってますとおり、地域水産物の食文化を見直して、スローフードなどの考え方を次の世代へ継承するための取り組みを行っていく必要があるだろうということでございます。

それから3番目、都市と漁業地域の交流という点でございます。

先ほど出てまいりましたが、このことにいたしましても、3行目にありますとおり、県民にサポーターとなってもらえるための各種の取り組みを展開していく必要があるということでもあります。

それから、次のページをごらんいただきます。

二つ目の にございますが、海洋レクリエーションとの共存のためのゾーニング、沿岸域をある程度開放するという、ゾーニングなどのための基盤整備を図る必要があるであろうということでもあります。

最後に、6番目といたしまして、国への働きかけという点についてまとめたいと思っております。

ここに今掲げておりますのは、今々の問題になっているところでございますが、まず一つは、国際的な対応が必要なもの、ここにありますとおり、捕鯨の問題とかマグロの便宜置籍船といった国際的な問題、こういうことを掲げていくべきである。

それから、2番目としては、全国的な取り組みが必要な事項、水産物に関するリスクの公表の問題とか、それから食の安全・安心に関する取り組みで、地方自治体と十分な連携をとっていかねばならない、そういったような問題について掲げていくべきこと。

それから、3番目としては、広域的に資源管理が必要なもの、イワシあるいはサバといった回遊性の魚類、こういったものは1自治体だけでできるものではないわけですし、こういったことについては、国への働きかけを行っていく必要があるであろうということでございます。

これが施策の展開方向、スキームの5番目に該当するものでございます。

それでは、最後の資料4でございますが、これは先ほど施策を推進する上での留意点のところでも申し上げましたけれども、それぞれの立場がどのような形でかかわっていくかというものを明確にしていきたいということで、ここに資料4としてまとめたものであります。

例えばの話でございますが、1の「将来にわたる安全で良質を水産物の供給」ということを考えた場合に、安全で安心できる生産・供給体制の確立という点につきまして、施策の主なものとしてどういったものがあるかということ、下の方にHACCP方式の導入促進、トレーサビリティシステムの導入推進といったようなことがあるわけですが、これは行政側もかかわるけれども、その水産に携わる方々も含めた、これは主体的にかかわっていかねばならないといったようなことで、両方にまたがっているというふうに書いてあるわけでございます。

それから、その三つ目に、生産から消費までの情報の共有と相互理解の促進といったようなことが載せてございます。これはその横の箱がより「県民」の方にシフトしているわけですが、例えば下の方に書いてございます「安全・安心に係る情報を積極的に発信する」、これは当然水産業者サイドからの発信ということですが、消費者はその情報を受けとめて理解をしていただく、そういう理解の促進といった部分については、「県民」の方に、ウエートがシフトするというようなことで、そのようなまとめ方を今しているところでございます。

これは全部やりますと非常に長くなりますので、ごらんになっていただければと思います。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

谷口部会長 どうもありがとうございました。

ただいま基本施策と施策の展開方向等につきまして、詳細なご説明がございましたが、これからご説明のあった事項につきまして、皆様方からのご意見をいただきたいと思っております。

おおむね約1時間ほどをめどに議論を進めていきたいと思いますので、意見あるいは質問につきまして、よろしくをお願いします。

どなたかございますでしょうか。

前回、国際漁業それから国内漁業、沿岸・海面養殖業に分けて、具体的なご意見をいただきました。と同時に、これらにかかわって、産業としてどのようにして、例えばグローバルな市場に対抗して自立できるのかというふうな論議が内部にあると思いますので、部会として、遠洋・沖合、それから沿岸・海面養殖業に分けて議論したいと思います。

木村委員 遠洋・沖合についてお話を聞きたいと思います。

遠洋・沖合、遠洋漁業に携わってきてますが、漁業許可方針、この遠洋・沖合は国の許可ということで、大臣の許可で漁業を続けているわけですが、それがなぜはえ縄漁業であれば、漁業の資源管理が整ってやれる範囲にも今まであったわけですが、それを食いつぶした巻網漁業、あるいは底びき漁業、こういうようなものが地球上の海を荒らして、資源を枯渇させてしまった。この中で、先ほどさばの資源を保護して、122%増ということですが、これであっても、資源をふやすということは、種々努力をされた上で、あれだけでふえていくと思うのですが、自助努力を完全な形で減らすということと、基本的な内容が我々事業者から見れば整っていない。それらの施策は整っていないと、このように私は感じました。

あわせて、沿岸漁業も含めまして、底びき、あるいはさっきの巻網漁業が主体になって、漁業、捕獲等の規制ということで、これを将来に残すということで進むのであれば、こういう捕獲量の見直し、あるいは資源の保護自体を真剣な立場で考えないと、これは延々と減っていくだけで、ふえる可能性はないと、このように思っています。

また、海面養殖業については、これは流通、需給・供給の問題。これは輸入物の競合もございませうけれども、管理型の体制で供給をすれば、需給とあわせたバランスで供給すれば、将来像は明るいものだと、このように私は感じます。

谷口部会長 大変貴重なご意見、ありがとうございました。

なお、ただいまのご説明で、幾つかご不明な点がございましたら、それもあわせて、積極的にご意見を願います。いかがでしょうか。

佐藤委員 資料の2番目の部分で、遠洋漁業の目標値設定云々の留意点ですけれども、「新漁場開拓等による国の目標設定」とありますが、遠洋漁業において、新漁場というものはどういうふうなものなのかなということが大変疑問です。

それから、沖合漁業について、サバを122%というのは、これは可能です。そんなに難し

くなくて可能です。もし詳しくであれば、また別な機会に話したいと思います。

それから沿岸漁業、今木村委員も少しそれに触れましたけれども、日本には昔から「農民は生かさぬよう殺さぬよう」という言葉があります。その次の言葉がもう一つあるんですね。「漁民はうっちゃっておけ。彼らは何かして食っているから」という部分があります。海に行けば何かあるので、何とか食っているというようなのが、これ沿岸漁業のもともとの原始的な形だと思わんですけれども、それがいまだに何か逆に生きて、県の指導あるいはいろんな法律があるにもかかわらず、悠々と我が前の庭は自分の物という、そういう部分が随分生きているのではないかなと。

そういう部分でもって、規制がなかなかうまくいかないという、だんだんきいてくるようにはなっていますけれども、そういう部分を直せば、もう少し県の指導をきちんとやれば、沿岸漁業は再開発できるのではないかなというぐあいに思います。

言葉のちょっと足りないところは、木村委員、勘弁してください。以上です。

谷口部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から、遠洋漁業に関して、国の目標設定の新漁場開拓ということで、平成13年度かと思われませんが、95%の目標設定を考えているということですが、これはどのように考えたらいいかということが1点と、それから沿岸・海面養殖業に関して、これは漁業権漁業をもう変えるということでしょうか。

佐藤委員 漁民の意向というのは、これ大事にしていかなければならないんですけれども、少しそれに力が、そっちの方に傾いているのではないかなというような気がします。もう少し宮城県として、沿岸漁業を把握しながら、今、規制の時代ではないんですけれども、やっぱり資源を守っていくには、規制というようなこと、管理というようなことをしていかななくてはならないのではないかなというようなことです。もっと強くやっていけば、再生できるのではないかなというぐあいに……。これは意見です。質問ではございません。

谷口部会長 はい、わかりました。

それでは、1点目について、事務局お願いいたします。

事務局 今の遠洋漁業が95%の目標はいかかなものかという点に関しましては、確かにおっしゃるとおり、その新漁場開拓といってもどこを開拓するんだという点はあるかと思います。

新漁場開拓をどの業種でやるかということでございますけれども、少なくとも、宮城県が抱えている業種において、多くの新漁場開拓を望めるものはなかなかないでしょうというのが、ちょっと我々の今の段階での考え方でございます。

したがって、我々として、国が95%の目標値を掲げたからといって、宮城県も「はい」と言うわけにはいかないだろうと思っております。

谷口部会長 はい、佐藤委員。

佐藤委員 新漁場の開拓じゃない方法で何かを求めていかなくてならないという、そういうことですね。

鵜飼課長 はい、そう思います。

谷口部会長 よろしいですか。

それでは、そのほかご意見ございませんでしょうか。

特に、今回は沿岸・海面養殖業にかかわって、いかに付加価値を高めて、私の理解が間違っているかもませんが、グローバル化した市場に対して、どのように対抗できるのかということがかなり重要な内容になるだろうというご指摘が、島貫委員や川野委員等ございましたし、またそれに対して、市民あるいは子供たちにどのような食品を供給していったらいいのかという非常に貴重なご意見をいただきました。これから宮城県の水産業を発展させ、産業として強固なものにするためには、市場の中に放り込まれたものをどう展開、対抗していけるのかというところがかなり重要ではないかと思われまます。

そういう点で、島貫委員からもう一度、その辺のご意見を賜れば、ご指摘をいただきたいと思えます。

島貫委員 私は、残念ながら、この遠洋・沖合、とる方については余り詳しく知りませんもので、なかなか意見を差し挟む余地はないんですけども、前回も申し上げたとおり、やはり市場に入荷する生魚が非常に資源的に、まずは小型化している、量が少なくなっている。ですから、こういうふうなことに對して、相当危機意識を持ち初めている。それで、我々市場卸業界、東北6県が集まりまして、各県に陳情、つまり今佐藤組合長がおっしゃったように、世の中規制緩和で動いていますけれども、この資源の保護ということに関しては、やはり一定程度の規制というものを設けるべきではないのか。タッグだとかいろいろな制度はありますけれども、もう少し小まめなやり方で臨むべきではないのか。ハタハタの資源回復の状況だとか、ああいふふうなことを見るにつけ、やはり産卵時期にどうしてとるんだらうと。子持ちカレイ、子持ちナメタ、子がおいしいということで、産卵時期になぜとるんだらうと。それが付加価値がつくからということでとれば、当然資源が枯渇するのではないのかというふうな意見を上げまして、東北6県で各県の知事あて、水産庁にも農水省にも上げておるところです。

ただ、県の条例、いろいろ各県ございますから、なかなかそうしたことが、声として届かな

い。宮城県が初めてそういうふうな動きになられているということで、我々とすれば、これは大歓迎の話でございまして、もう少しその辺の規制のあり方、このことについては、私は詳しくは知りません。やっぱり生活がありますから、とらなくていけないでしょうし、その辺の兼ね合いというのを見きわめて進めるべきではないのかなと思います。以上です。

谷口部会長 そのほか、今の方向での意見で結構ですので、ぜひ皆さんの意見をお願いします。

木村委員 この資料1の3ページの ですが、「資源管理、操業秩序の維持」ということですが、これは沿岸漁業の方々であれば、今までも資源管理に努めて、今も継続・強化になっていくことですが、漁場自体が、沿岸漁業も沖合漁業も競合する漁場になっているので、宮城県だけでこういう「維持あるいは秩序」というものをできるのか、その辺を行政の方にひとつお聞きしたいと思います。

谷口部会長 はい、どうもありがとうございました。

施策の展開方法の最後のところで、国への働きかけ等でご説明があったと思いますが、なお補足意見をお願いいたします。

事務局 ただいまの件は、まさにそのとおりでございまして、それにつきましては、例えば沖合の漁業と沿岸の漁船漁業との話し合いということで現実的に進めているわけですが、そのほかに、制度的にこれは見直すべきところがあるといったようなことについては、国への働きかけという形でやっていきたいと思っているわけですが。

例えば、沖合の漁業であれば、国の方がこれまで操業のエリアとか、そういったものは国の方が変わるんだといったようなことでありますので、そういったことを勘案しながら、これ以上はもう国の範疇という部分については、国に対しての働きかけといったことをやる必要があるのではないのかと思っております。以上です。

谷口部会長 ありがとうございました。

国際遠洋漁業・沖合漁業に関して、これに規定するわけではございませんが、ご意見あるいはご質問がございましたら、これにかかわってお願いいたします。

佐藤委員 日本の国における遠洋漁業というのは、かなり大きな部分がマグロはえ縄であろうと言われております。あとはクジラだとか、そういうものも若干ありますけれども、今現に行われているものも、大変大きな水産庁の仕事、遠洋漁業としてはマグロ漁業だと思います。

前回の会議でも言ったんですけれども、言いたい部分は、やっぱり輸入というふうなことがまことに野放図に行われているということ。そして、輸入が多ければ多いほど、たくさん入ってくるから安くなるということで、大変消費者向きになったということ、そのいろんな相反す

る要因がもうごちゃごちゃになってあるために、なかなか一つの方向性、方向性があったにしても、一つに絞り切れないという、そういう大変もどかしい部分があります。

では、このままやっていったらどうなるかという、資源は確実になくなります。

それからもう一つは、太平洋においては、先ほど木村委員も少し触れていましたけれども、巻き網というふうな漁業があります。これはいろんなものを巻く中で、マグロの稚魚、本マグロ・キマグロ・キハダマグロ、そういうふうなものの稚魚をたくさん巻いています。数量的には本当に大したことはないです。統計的には取るに足らない数量ですけども、匹数に換算したら、大変な数量を巻いていまして、この結果が、もう大分前から心配されていたんですけども、ここに来てかなりはっきりした形になって出てきております。オーバーに言うと、太平洋に魚がいなくなってしまうよと、そういうことまで言われるぐらいのことでもって、遠洋マグロに関しては輸入のことと、それから太平洋においては、巻き網におけるバチマグロ、あるいはマグロ・キハダの稚魚を大量に巻くという、このことが大変大きな問題であろうと思います。

問題はみんなわかっているんですけども、どうやってそれを直していくかというようなこと、これに頭が痛い。どうしたらいいんでしょうかね。

谷口部会長 ありがとうございます。

また、前回と同じように、非常に重い問題になりました。

先ほど来、国際化した市場になっていて、それゆえに安いものが入ってくるということで、日本の水産業、漁業が立ちいか・いかないということが非常に重要な問題だろうと思うんですね。

そういう点で、とりわけ、特に流通の方たちのご意見もあわせてお伺いしたいと思うのですが、川野委員、いかがでしょうか。

川野委員 特に、資料1の基本計画の中に幾つか触れられているのですが、その中で、この全体を取りまとめる中で、今のお話のように、全体の考え方がどちらかと言うと、漁獲といいですか、プロダクトインという考え方で進んでいますので、我々以降の年齢層を含めて、消費者の性向というのが、この水産物に対してどういう性向なのかということをもっとまず知っておくべきなのがバックグラウンドでは必要だろうと思うんですね。

現実に我々の店頭でやっていると、前回島貫委員もおっしゃっていましたが、学校の教育云々という話もありましたけれども、まず魚の名前を知らない人が多くなってきています。それから、包丁とまないたを持ってないなんていうのは、多分独身の、これは男女を問わず、特

に男性の独身ではほとんどがコンビニ、コンビニが悪いわけではないですけれども、コンビニを含めたそういうところでの食物の調達といいますか、そうなってきていると思いますから、ある面では、この消費者の性向をやっぱり正しく理解する必要があるのかなというのが一つと、それから、すべてが消費者が正しいとは思いませんけれども、その中で、水産加工品も含めて、今後どういうものが支持されてくるのかということがきちっと理解されないと、ただ単に、工業商品ではないですから、「物をつくる」という言い方が当てはまるかどうかわかりませんが、漁獲の手法あるいはそれに伴う輸入云々という話だけではなくて、もう一度消費者というところに目を向けた方がいいのかなということと、それから、この資料1にもありましたけれども、「県民の方々の意見を反映させる」という言葉があるのですが、これなかなか難しい話だと思っています。

そういう面では、この消費者性向をどうとらえるかというのが、ちょっとくどいようですがけれども、非常に大きなポイントになるのかなと思います。以上です。

谷口部会長 ありがとうございます。

この点に関して、ご意見ございますでしょうか。大沼委員、どうぞ、よろしく申し上げます。
大沼委員 その消費に関してですけれども、先ほど生産の関係で、遠洋・沖合・海面養殖というふうなことで、それが県内の消費に、加工も含めて回っているのがどれくらいあるか、そういうふうな数字があるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思いますし、今後、目標値がまだだというふうなことだったんですけれども、その県内の消費の目標値というのは、先ほどの地産地消の理念を考えると、非常に重要だと思うのですが、そういう設定を考えているのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

谷口部会長 ありがとうございます。

事務局、いかがでしょうか。

事務局 ただいま県内の生産物が、要するに県内に、県民にどのくらい行き渡っているのかということでございますが、残念ながら、これに関する統計はございません。いわゆる、例えばマグロを仙台市民がどのくらい食べているとか、カキをどのくらい食べているかといったような、銘柄別の消費動向というものはとらえることができるのですが、宮城県のものというのは、ごく限られたものでしか実は今数値的には把握されていないわけでございます。

ただ、前回のときに申し上げましたとおり、その大部分につきましては、これまでの市場流通といいますか、その流通ルートを経まして中央に流れる分が大多数であるといったようなことでございます。

そこら辺の反省の意味を踏まえまして、本県でも、そういういいものをまず最初に地元の県民にといたような取り組みを、生産現場の方から、あるいは現場に近い流通の方から取り組んでいく必要があるであろうということでございます。

谷口部会長 よろしいでしょうか。

遠洋漁業や沖合漁業の生産物を、消費の方にも話は入っていきましてけれども、これから沿岸漁業と海面養殖業についてもぜひご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

水野委員 全体的に拝見していて、用途が非常に広範囲であるし、今までの水産業に対する、やらなくていけないことが全部入っているとは思いますが、海面漁業に関して、沿岸漁業に関して、要するに先ほどの話からすれば、単価が低くなれば量をとらなければならない。海外のものが入ってくれば、やはり量をとらなくてはならない。水産業に対する考え方も、時代とともに変わるとは思うんですね。これから各3港の水揚げが莫大にふえるということは想像に当たらないというふうにも感じますし、そのもので水産を県民の方に出して、地産地消の考え方ということが、どれぐらい外に対して意見が出るのかなということと、最近、宮城県の中で食品で有名になったものは、ひとめぼれ等もありますけれども、仙台の牛タンがなぜあれだけ有名になったのかと。非常にこれすごい知名度でして、ではそのポイントは、なぜ仙台の牛タンがそれだけ売れるようになったかということ。それから、石巻のササカマボコが仙台・関上に逼迫するほどの人気をここ10年間でかち得てきたと。では、なぜ石巻のササカマがそこまでの地位をかち得てきたのかということが重要になってくるし、県民の方とともにという話がありますけれども、向こうが知りたいと思わなければ押しつけになってしまうというところに、新しい水産業に対する切り口とというのはそこだと思うんですね。今までのことを拝見している中で、確かに付加価値や新たな販売方法として戦略を位置づけていくとか、販促をオーバーラップするという点は何度も言われてきたし、即時効果があるのかという点だと。その点をよく、この中にそういう部分というものが入ってきてれば、もっと新鮮になるのではないかと思うんですね。

沿岸漁業、沖合漁業についても、漁業者はもう大変です。あしたでもつぶれそうなわけですから。そうですね。だから、今、何年後に何件になるかなんていう問題ではないと思えますよ。そういうところで、随時切り口が同じであるというところに対して、非常に即時効果というなかなか詰まらない部分があるのではないかと。でも、実際に成功例もあるのだという点ですね。だから、私ちょっと変な話だけれども、だれか知っていたら教えていただきたいのですが、仙台の牛タンというのは、あれだけになったんですか。川野さん、何かご存じでした

ら教えていただきたいんですけども。

谷口部会長 どうもありがとうございます。

核心の部分に入ってきたと思うのですが、基本的に、沿岸漁業と海面養殖業に議論をシフトしたかったのは、これから沿岸と海面養殖業がどのような方向にもっていったらいいのかということで議論が集中できるのではないかと思ったので、話をさせていただいたのですが、つまり私が話す中身ではないとは思いますが、やはり宮城県の最も根幹として、日本で最もと言ってもいいほど大きな産業としてある沿岸や海面養殖業をどう維持するか、維持するためにはどうしたらいいのかということをやっぱりここで考えていきたい。その一つの例として、牛タンがあったんだろうと思うんですね。

水野委員 その切り口なんですよ。

谷口部会長 切り口ですよ。

水野委員 量より質の時代だし、では質とは何なんだと思うんですね。量が多くとれば、海外のものに必ず負ける。チリのサケのときのように、最初はよかったけれども、チリのように大量につくれば負けてしまう。チリより完全に宮城の方がいいということになれば、それはまた別問題なんですよ。

そういう切り口があってもいいんじゃないかなと、私思ったわけです。

谷口部会長 その辺が多分重要なキーワードになると思うんですが、先ほど川野委員の方から「消費者の動向が決定的に重大なんだ」という重要な指摘あったと思うのですが、水野委員のご意見も相当共通する内容になるだろうと思うんですね。

もしあれでしたら、それに関してご意見をぜひいただきたいんです。

島貫委員 いや、いろいろ理屈・理論はあるでしょうけれども、私はおいしいから売れたんだと思いますよ。食べるために生きた時代と、今はおいしさを求める時代。先ほど川野委員がおっしゃったように、プロダクトアウトからマーケットインの時代、物不足から物余りの時代に、時代が変わっている中で、やっぱり商品に人は群がりませんよ。サービスに人が群がる時代。

ですから、こういうふうな時代の中で、では何をもって差別化をしていくか。それはやっぱりおいしさであり、もしかしたらまだ安さかもしれません。

私は、先週、中国の海岸筋をずうっと10の工場を見てまいりました。日本の今の構造から見たら、冷凍管理型商品というのは、これは勝負になりませんね。骨なし魚を何百人という女工さんが低賃金でやっていますよね。こうしたものが、では輸入で規制しろと言っても、本当にそういうことが国際的な問題の中でできるのかということもまた一つあります。

ですから、そうした中で、では生きる道はないのかということ、私はそうではないと思う。

今、小売店、宮城県の二者が掲げる考え方は、「生活・暮らしに役立つ究極の店づくり、それはおいしさであり安さだ」、もう一者は「健康・安全・安心、そしておいしいものをより安く」。「おいしさ」というものがなければ、私は商品力はない、売れないということになると思います。

ちょっと議論は外れましたけれども、だから、鮮魚、鮮度のいいものは私はおいしさに通ずると、100%おいしさに通ずると思います。この生魚というものを、資源をよく管理して大事にして、ブランド化を図って、生産者の手取りを上げる方向というのは、必ずあると思います。

その意味でも、この前のフランスの産地呼称認定の例を挙げましたけれども、やはり日本各地でも、この前の日経新聞にも商標登録だとかブランド化、全国各地で起きていますよね。ですから、宮城県もやっぱりそれを早く打ち上げるべきではないのかなと。

その意味でも、沖合漁業も沿岸漁業も海面養殖業も、やっぱり力を入れて、そのおいしさに通ずるものを流通に、地産地消から始まるでしょうけれども、まずいろいろの考え方がありますが、流通に取り入れていきたいというふうな、そのための資源管理じゃなかろうかなという思いをしています。

二つの意見、この前、意見を述べたときに、「宮城県の子供たちへの教育は一体どうなっているんですか」ということが全然ここにはまだ取り上げておられない。やっぱり時代を担う担い手というのは、浜の問題もあるでしょうし、消費の問題も、意外とあるはずですよね。このことを少し盛り込んでいただきたいなという思いもしています。

それから、このブランド化のもう少し具体策ですね。それがあればいいのかなと。

そうすることによって、中国だとか外国に負けない商品の高付加価値化というものが図られるのではないかと思います。以上です。

谷口部会長 どうもありがとうございました。

基本的には、沿岸や海面養殖業というか、沿岸で生産するものは、高い鮮度と、それから量は少ないけれども多様なものである。価格は高くて当たり前という世界だったと思うんですね。それが市場原理によって、安いものがどんどん流入してきて、結果、圧迫されている。それに対して、県としてはどう対抗するかというのを、今この提案になっていると思うのですが、そういう点では、牛タンでありブランド化でありということで、付加価値をいかにつけるか。安心・安全そのものも重要な付加価値ですし、トレーサビリティも重要な付加価値なんだという

ことは今回まさに提案されておられると思うんですね。それについて、さらに、消費者の動向というのはやはり非常に重要であって、海外の安いものを買ったらいいのか、あるいは国内の沿岸の安心・安全でおいしいものを買ったらいいのか、冷凍物を買った方がいいのか、その辺が非常に重要になってくると思うんですけれども、早坂委員、何かご意見ございましょうか。

早坂委員 私は、なるべく県内とか国産物を食べているんですけれども、これちょっとずうっと気になっていたのは、どう考えてもわからないのが、宮城の水産物というのは、本来はどういうものをイメージしているんだらうと。先ほど牛タンというお話が出たときに、牛タンというのは、あれは仙台で売っているだけで、食べられるだけで、現実的には輸入のもですよ。そうなったときに、宮城の水産物、そのイメージは、皆さんどのような形で考えられて、どのものに向けてこれを決めていくのかなということで、先ほどから考えているんですけれども、教えていただきたいと思います。

谷口部会長 宮城の水産物ですね。

島貫委員 これこそ学校教育の問題なんですよ。一般消費者はそうだと思いますよ。

早坂委員 なかなかわからない部分です。

谷口部会長 佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 私は産地魚市場という立場でございますので、「宮城で何がとれるの」と言われたときに、全然困らないです。とれるものをずらずら挙げればいいんですから。まず、マグロ類ですね。気仙沼を基地にしてとってくるマグロ類、それから今揚がっているカツオ、サンマ、それからサケ・マス、そういうふうなものが大きなものですね。それから、小魚では、沿岸のカレイ、ドンコ、ありますね。それからシャコもありますか、気仙沼の方へ行ったら揚がりませんけれども。たくさんあります。しかし、食べれば、またサケの話になるんですけれども、気仙沼に揚がったマグロは、輸入するマグロよりも高くつくんですね。高くつくというよりも、対抗できないんです。コストが高くて。ですから、だんだんと人がいなくなってしまう。プラスして、巻き網で稚魚をとられて漁場も荒らされるので、量も少なくなるというような、そういう苦しみですけれども、では生き延びるきは何だということで、今気仙沼で考えているのは、トレーサビリティといいますか、ブランド、「この魚は、何月何日、何のなんとかさんが何とかという船でとってきて、いついつ気仙沼に揚げた魚です」というふうなものを表示したらどうだというようなことを一生懸命言っています。しかし、「そんなものが何のプラスになるの」と言われると、まことに大したプラスにならないんですけれども、もし消費者が賢ければ、その脇にあるマグロに何の表示もなかったら、これはおかしいと思ってもらわなくてな

らないわけですね。だから、片方を少し上げていくと、。片方を少し下げると。その行ったり来たりでもって、大変な差別ができるのではないかなと。すぐにあしたから差別はできないけれども、今気仙沼がやろうとしているのは、そういうことです。

なおかつ、カツオに関しては、今戻りカツオというのが、あれは、入るのは宮城県だけですから。だから、これは宮城県気仙沼に揚がった気仙沼沖でとった、何月何日、何丸という船でとったものをだれそれがいついつつくりましたという、そういうブランドで売っていこうと。

けれども、これも手がかかるわりには、ではどれほどほかよりも高く売れるかなという、余り自信ないんですけれども、そういう一つ一つの積み重ねでもって、消費者の理解を得ていくしかないのではないかなと。

「何とれるの」から随分違う話になってしまったんですけれども、宮城県でとれるのは、たくさんあります。ぜひ地産地消をお願いします。

ただ、地産地消、スローフードというふうなことと、今回島貫委員がおっしゃったフランスあるいは欧米の食生活というのとのまた違いがあるわけですよ。これはやっぱり文化の違いだと思うんですけれども、日本の場合には、口の中に入れて、骨を口の中で分けて出すという、これはもう立派な作法として、そしてまた食べるための一つの知恵としてあるわけです。けれども、欧米の文化は、一たん口に入れたものは出してはいけないという、子供のときからそう教えられていると。出せばいいのにとっても、もう生理的に出すことができないんですよ。だから、骨がないもの、骨がないもの、というようなことでもうずうっと来ているのが、当たり前前の文化だし、食文化でした。日本の場合には、骨があっても、口の中で分けるんだよというのが本当だったんですけれども、いつどういうわけか、今骨なし魚というものでもって、私は自分で加工もしているのですが、自分の夢とするところと随分違う方向に行っているけれども、これ食べるためにはそれもしなくてはならないかなと。不本意ながらそういうふうなこともしなくてはならない。

けれども、これは一時的なものだと。必ずまた、すっかりもとはに戻りませんけれども、この骨なし魚、あるいは包丁もないまいたもないというような、そういうふうな部分が、また先に少し、戻るのではなくて、さらに進んで、いいところを再発見されるんだろうというようなことを信じて、今仕事をしているんですけれども、消費者の動向というお話でもって、やっぱり動向に合ったようなことをしていかなければ、加工の仕事も何もできないのですが、果たしてそれだけでいいのかなと。とる人、あるいは加工する人が少し啓蒙していく必要もあるのではないかなと思います。

谷口部会長 どうもありがとうございました。

参考までに、「宮城県魚十選プラスアルファ」が出ておりますので、ぜひご参考になさってください。

木村委員 私から、今宮城の魚のコマーシャルというような問題がいろいろ、どういう魚という話が出ましたが、私の地元の方では、マアナゴの漁業が古い大正時代から続けられて、ほとんど東京築地に出荷されています。大体半年で300トン内外です。しかし、ここ4年ほど前までは大体累計平均がキロ、生産額1,350円だったのですが、これ輸入アナゴに押されておりまして。つい最近、浜値で七、八百円にはなってしまったんですよ。きょう、築地市場のこの統計をちょっと調べてきたのですが、ここ2年間、大体平均が、これは輸入アナゴも国産アナゴもまぜた平均だと思うのですが、千二、三百円になっているんですよ。売りの千二、三百円。だから、浜値は大体七、八百円だと思うのですが、それで私も何回も原産地表示をしてくれということで国に訴えたのですが、多分いまだなっていないと思います。

それで、自分たちで、県の補助事業もいただきながら、ここ5年ほど前から、「牡鹿のクジラ」ではなく「牡鹿のアナゴ」ということで宣伝をやりながら、地道にやってきたのですが、それが効果あったのか、皆さんも仙台駅で多分見ていると思うのですが、ある弁当屋さんが来まして、ことしの9月1日からアナゴ弁当を出していただいたら、それが売れて売れて供給に追われるというような状況に今なっているようなので、やはり地道な普及運動というものが大切ではないかなと、このように思います。

そういうことで、やはり宮城の魚の個々の問題を、産地というものでアピールしていくためには、今すぐということの評価は出なくても、長い月日には絶対存在力が出ているという、利点というか、問題点を持っていると思います。

先ほどからこの沖合あるいは遠洋・沿岸という問題がありましたが、これは私の経験、ずっと今まで外国を歩いて魚をとり尽くして、日本沿岸をとり尽くして、沿岸で今生活しているわけですが、この大臣許可である、先ほど言った巻き網、底びき、この船の減船を考えなかったら、水野委員が言ったように、もうあしたに魚はだんだん減るばかりで、漁業者は一人もいなくなると思います。

水産庁では、回復計画ということで、大量なお金を投入して、その計画を立ててやっているのですが、形式だけで、我々その会に入ってお聞きしますと、焼け石に油を注いでいるだけで、何もならないんですよ、あんなことをやって。最初は減船ということで始まったのですが、減船をやれば資源が残っていくわけですが、補助事業になったら、減船をやる人一人もなくて、

それでまだ続けていくんですよ。だから、だんだんだんだん魚がいなくなってしまうと、日本近海には、あるいは日本遠洋には魚はほとんどいなくなるだけで、こんなことやって、将来、もう10年もしたら魚なんかいなくなりますよ。

また、外国も、それから途上国であっても、制限とか管理とか今されてないので、たくさんとっていますから、資源が減って、これも10年後、15年後になったらいなくなりますよ。ということで、将来、20年、30年を見ましたら、本当に魚という資源が残っているのかなと、このように私は感じていますので、やはり「資源管理」と口でだけ言わないで、これは宮城県を含めまして、国にやはりみんな強い姿勢で、各県々が訴えるべきだと思うんですよ。

谷口部会長 少なくなってますからね。宮城県だけで実施しても難しいですね。

木村委員 魚については、そう思います。

谷口部会長 ありがとうございます。

沖合漁業に関して、特に沿岸も資源も圧迫するということで、古くて新しい問題が出されてきたのですが、この資料2の中で、「本県の操業実態の両面から検討する」ということになっていまして、一応事務局の方からこの件に関して、考え方・方向性等について、もう一度お話しさせていただきたいと思うのです。

巻網漁業とか底びき漁業は、確かに資源をかなり圧迫しているということで、これをどうするかといっても、どうしようもないことで、今の段階ではかなり大きな問題があると思いますが、沖合漁業の方向として、この件に関して、県としてはどのような決意で臨んでいくのかというような可能性も含めて、ご意見があればお願いしたいと思います。

事務局 遠洋漁業、先ほども申しましたが、まず遠洋漁業については、国の目標設定とは我々は大分異なる目標を設定せざるを得ないだろうと。特に、いわゆる底びき網漁業については、対外的な問題もあるわけですが、これまでロシア海域に全面的にもうできた部分については、ロシア側の民間の意向がかなり厳しくなっているということから、この部門での展開というのはなかなか望めないのだろうなということを考えております。それがいわゆるこのすう勢値のところにあらわれているこの数字が物語っている部分でございます。

それから、沖合漁業でございますが、先ほども申しました。国の方がサバで資源回復をさせたいと、こういうふうに言っておりますが、宮城県にはこのサバをとる漁業種類、巻き網は1カートしかございません。したがって、さほど全体的には、量的にきいてこない。これ独自の統計でございますが、そういうことでございます。

宮城県で、資源管理をすることによって漁獲が伸びる可能性のあるものと言えば、具体的な

魚種名で言えば、量的にはスケトウダラと一部マダラではなかろうかと思います。

しかし、これは先ほど「『親にしてからとるようにしましょう』という運動をすれば」という話を申し上げましたが、やはり目回りで見ますと、未成魚、成熟しない魚のこれまで漁獲されている割合が非常に多い。これを最終的にはシフトさせなければならない。そのために具体的にどういう取り組みをしていこうかというのが、実際の施策面で考えるべきことだろうと思っております。したがって、そういうような方向性を具体化しなければ、本県の沖合漁業の生産の維持といえますか、そういうことが難しいだろうなど。

ところが、これについては、宮城県の沖合というのは、宮城県の船だけがやっているわけではないのでございまして、そういう部分はやはり国の方に強力に働きかけをするということをししないと実現はしないわけですし、そういう、あわせてやっていかなければならないと考えております。

荒っぽいのですが、遠洋漁業と沖合漁業のそういう取り組みに関する我々の現時点での考え方は以上のとおりでございます。

谷口部会長 そのような決意等でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

沖合漁業に関しては、レジャーシフトで、魚種交代が非常に強固に行われていますので、現在は、そういう点では、宮城県には余りよい風が吹いていないなという感じはします。それから、長期的には可能性がまた上向きになるかもしれないという資源的な問題としてあるだろうと思います。

それらも含めて、この宮城県の水産業をどのようにして維持・発展させていくかという立場から、まず事務局から提案された内容についての是非とかつけ加えることとかをぜひここで出させていただいて、この部会の成果を結集していきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

特にもうブランド化したり付加価値をつけるとか、例えば牛タンと言われているならば、関アジとか関サバと言われるものはものすごく高いんですけれども、実際食べるとおいしいですよ。高いけれども、どうしても食べてみたいと、私は思う。私が言ってもしょうがないんだけど、多くの人がそのようになってもらいたいし、それからこれは前から私の持論ですが、日本食はシーフードと米飯、野菜と海藻を食するという、それは哲学者の食事で、アメリカ人たちもそのような食生活に切りかえようとしている。そういう時代のすう勢からいって、安くて素性のわからないものを食べていいのかと私は思うのです。

そういう意味で、今回の事務局からの提案の中では、消費者にも地産地消で、宮城県でつく

ったものを食べるのがいかによいことか、それを宣伝する手段を持たねばならないということ、実は私が言うまでもなく、事務局の方からそういう提案があるわけです。それらも含めて、まず鈴木委員、今回初めてのご参加ですが、いかがでしょうか。加工の立場から。

鈴木委員 加工の立場から言わせていただきますと、とる方に関しては、いろいろと国の援助とかいいただいて、規制とかはできると思うんですよ。海面養殖にしても何らかの措置をとれば、管理はできると思います。

ただ、今消費者が実は何を望んでいるかということが多分一番最初に出てくるのではないかなというような感じています。

ここ数年、海外から大量に輸入物が入ってきて、価格の暴落にもつながっています。安い割に、実際、消費者はそれだけ物を食べているのかというと、そうでもない。これが多分現実だと思うんです。

その一つには、ごみの問題とか、処理問題、内蔵物、頭の出るもの、その捨てる部分に、どれだけの管理ができるか、腐ってしまうものですから、その辺が消費者はどう考えているかという部分で、余計なものを買わなくなったということが現実だと思うんですよ。

今、もう高齢化社会、少子化になった現在、果たして日本で漁獲されているものが、海外から入ってくるものが、100%消費されているのかという部分を一応考えておかなければいけないのではないかなというような感じに思います。

それと、宮城県内で漁獲されたものが、果たして宮城県民の方がどれだけ理解できているか、わかっているか、ここが一番大切かなというような感じに思います。

先ほどからいろいろお話が出ていますけれども、実は消費者はどこで水揚げされたものか、どこでとれたものか、どこのシャケなのか、多分わからないと思います。スーパーで売っているものは、「ああ、これはアラスカのシャケ。アラスカってどこなの」という人も多分いると思います。「どういう特性のあるシャケなの」と。多分わからないと思います。その辺をやっぱり消費者にわかってもらえるような販売の仕方、それから漁獲の、この宮城県の魚のPRというんですか、その辺を確立していかないと、幾らブランド化云々といってもいけないのではないかなと。一たんやっぱり消費者の目に立って物事をもう一度考えてみてはいかがかなと、というような感じに思います。

谷口部会長 ありがとうございます。

廃棄物の問題は、非常に重大なご指摘だと思います。

これらも含めて、どう考えるかということは、この水産の議論だけではなくて、言ってしま

えば文明論になるだろうと思うんですね。

そういうことも考えれば、廃棄物を処理して再資源化するというシステムを、考えていけば、魚の廃棄物は非常に重要な有効な肥料にもなるし、資源化可能なものだと思います。

そういうことも含めて、ぜひお考えいただきたいと思います。

ということで、その中で、先ほど来佐藤委員や木村委員の方からもご提案ありましたが、ただいま鈴木委員からお話があった原産地表示とか生産者表示というのは、やっぱり決定的に重要であると思われるですね。

その点に関しては、事務局の方としては、例えばこの中に余り入っていないのですが、具体的な規制というか指導というか、そういう方法はありますでしょうか。

事務局 それは、資料3、施策の展開方向(案)の展開方向の1の2番目のでございますが、ここで総括的に言っておるわけでございますけれども、「素性が明らかで生産者の顔が見える云々」、ここの中に産地情報であるとか製品情報、これを盛り込んでいくような、そういう仕組みをつくっていく必要があるだろうということございまして、ただいまご議論があった点は、それを具体化する上で、一体どういうファクターを入れたらいいのかと、こういったようなことであろうと思っております。

谷口部会長 強烈な行政指導をぜひお願いいたします。

それで、先ほどの指摘の中でも、消費者が何を望んでいるかということが、決定的に重大になってくるような感じがするんですね。

今のままだったら、安さを追求していけば、多分日本で生産する一次産品はみんなだめになると思います。そうであってはならないというのが、今ここで一番共通の悩みになっているだろうと思います。我々も含めて、特にこれからの若い世代に対して、どのように教育をしていったらいいのかということで、ぜひ大山委員からご意見を賜りたいのですが……。

大山委員 若い世代への教育ということですが、今思い出したのは、学校給食の中に取り入れるという話がありましたが、地産地消の一環になると思いますが、それについては、一部の地域ではもう既に宮城県のをやられています。私が知っているのは、塩釜市の方で学校給食に取り入れて、宮城県でとれる魚の紹介とか、それから味とか、そういうものを子供たちに味わわせて、子供たちもそれを食べることによって、自分の町、それから県ではどんなものがとれているのか、それからどんな味がするのか、どんな形をしているのかというのを覚えて、またそれを伝えていくというようなことをしていると思います。

ほかにもいろいろな町で取り組んでいると思いますが、そういう地道な取り組みがとても大

切なのではないかなと思います。

私がこの資料を見せていただいて、とても感じていることですが、いろいろ委員のお話を聞きながら、やはり消費者である県民をもっと使わないといけないのではないかなと思います。

「使わない」という言い方はちょっと語弊がありますが、参加していただいて、みんなで取り組まなくてはいけない問題なのではないかなと思います。

確かに資料3もそれから資料4のところにも「県民」という言葉があるんですけども、消費者として、それから何か先ほど牛タンのお話が出ていましたが、牛タンなんか多分「これがおいしいんだよ」という口コミがあって、それをだれかに伝えて、多分マスコミが取り上げて、これだけ有名になっていくというようなことがあったのではないかなと私は予想するんですけども、そういうことを考えていきますと、やはり口コミというのはとても大切なことです。人に伝えていくことが、大きなマスメディアをつかむことにもつながっていきますので、そういう意味でも、やはり県民を取り入れてやっていくということが大切かなと思います。

それが消費をするというだけでなく、生産するという場面から県民がかかわることによって、それをもうちょっと広めていって意識改革をしていくというか、皆さんの意識を変えていくということにつながっていくのではないかなと思います。

そうやって考えますと、この資料の4のところを見ていまして、「県・水産業者・県民」という、すごくわかりやすい図が書いてあるのですが、多分その施策的なこととか環境的なことを考える位置づけとして県があって、それから生産者としての水産業者がありまして、県民が多分消費者として入っていると思うのですが、何かこの並び方がもうちょっと違う並び方があるのではないかなという感じがいたしますし、この「県・水産業者・県民」という並び方じゃなくて、もうちょっと何かあるのではないかなとずっと考えていたのですが、いい案は今ちょっと浮かびませんが、そんなような感じがいたします。

谷口部会長 ありがとうございます。

なお、この会議が終わった後もご意見の提案できる方法もございますので、よろしくお願いいたします。

本当にありがとうございます。

そろそろ取りまとめの時間にもなってきました。基本的には、地産地消というのは、健全な、政策的な意味での循環系を維持する上においても決定的に重大なことでありますし、宮城県でつくったものを宮城県で消費する。それは恐らく宮城県の県民にとっては、宮城県で

生産した魚あるいは加工品は、一番安全で一番うまいものと思っています。それが最終的には、この基本的な考え方である食の循環系を維持する上においても、決定的に重大になってくると思うわけです。

そういう点で、今回は消費者の動向をしっかりと見極めながら、なおかつ宮城県のもの食べて、みんなに食べてもらうために、原産地表示と生産者表示を徹底して行って、ブランド化を図っていく。そうすれば、もともと沿岸漁業で生産するものは、養殖ものもそうですが、高くても当たり前である。にもかかわらず、安全・安心で、しかも健康になるということで、さらにこの施策を具体的に進めていけるような方向で、ぜひこれからも頑張っていきたいと思えます。

水野委員　すごく不思議な話ですけども、「みやぎ海とさかなの県民条例」ですよ。そうすると、そのブランド化というのは、マーケティングに対してアピールする一種の手段ですが、その部分を書いてないのかなという感じがしたんです。

だから、要するに、宮城県を知ってもらうための努力とかというのは、対外には何もはっきりしないんだという点ですね。地産地消で、宮城の県民がそれを食べて、宮城のものだけ分かる。まあ分かるか分からないか分からないんですけども、それは外部に対するもの、県外に対することとは限らない。やっぱり宮城県を知ってもらうのに、例えば鮮魚なんか、そういういいものが出れば、海外に勝てると。ところが加工品は業者がいっぱいあって、いいものも悪いものもあるんですね。だから、なかなか一概にはいかないけれども、県外に対するPR活動というんですか。私ストレートに言って、すぐに宮城を知ってもらうことが大切だと思う。農業も水産も観光もそうだと思うんですけども、もう全部コマーシャルが一番早い。あっちこっちにいっぱい同じように広報して、じょうろで水をまくように全部乾いてしまったら、幾らお金を使っても、そこから生まれませんが、知名度が上がれば、その短的で大変申しわけないんですけども、競り値が上がるんです。競り値が上がると、地域の、例えば宮城から揚がってくるような気仙沼のサンマだったら、「いや、北海道のものよりいいんだぞ」というのがわかれば、もう価格差も全然違ってくるわけですよ。そういうような活動はしないのかと言っているんです。

どこの県でも同じようなことをやっていると思いますし、それに対して、宮城県は宮城県独自の手法・手腕があってしかるべきでないのではないかなという気がするんですね。

だから、やっぱり知名度があれば人も寄ってくるし、旅行にも行きたくなるし、旅行に来ればおいしいものが食べたいし、帰れば人にそれを伝えたいし、塩釜のマグロを扱っているとい

う札を書く寿司屋さんいっぱいいますよね。焼津でもやっているかもしれないなというと、「いや、それはどっちだっていいんだ」というのは、マグロさえわかればという

先ほどお話のたカマボコのイメージアップはすごく成功しました。昔は塩釜では「何だ、おまえ、カマボコ屋か」と言われたんですけども、今は「カマボコ屋さん」と言ってくれます。

谷口部会長 どうもありがとうございます。

木村委員 先ほど大山委員からいろんな食に対する問題があったのですが、この前「豊かな海づくり」ということで、毎年、天皇・皇后陛下を呼んで我々生産業界でやっているのですが、島根県でやったもので、私も島根県へ行ってきたのですが、その島根県もさっき言ったマアナゴがとれる地域で、2泊3日どこを回っても、山口県まで行っても、アナゴが料理にほとんど出てきたということで感心して帰ってきたわけです。「いやあ、取り組み方、大変これ県の産品を利用していただいているな」ということで感じてきたのですが、やはりそういうみずから、みんなでやれば、ほかの人が来たときは、「あそこではああいう取り組みやっているんだな。あそこはああいう魚が食べられるんだな」という実感を受けるので、やっぱりそういう県が、あるいは県民が、あるいは我々生産者も、漁業者も、当然ながら、県内で生産したものは県内でまず最初宣伝していくというような方法、この辺をひとつ今後の課題としていただけたらなと、こう私感じました。

谷口部会長 どうもありがとうございました。

ちょうど予定していた議論の時間になりましたので、なおご意見もあろうと思いますが、今回は時間の関係上、ここまでとさせていただきます。

なお、県産品のPR等に関しては、生産地としての位置づけがあるということを冒頭おっしゃっておりますし、その辺も含めて、またぜひ事務局の方で頑張っていただきたいと思います。

それでは、次回の審議につきましてですけれども、次回は、産業振興審議会、全体場で基本計画の中間案の審議を行いたいと考えています。

本日、前回も含めて、いただいたご意見に基づきまして、基本計画案を整理し、次回の審議会に基本計画中間案として提出したいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

なお、今後の審議スケジュールにつきましては、資料5をごらんください。

11月中旬に第9回宮城県産業振興審議会を開催する予定でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(2) その他

谷口部会長 それでは、議事の(2)でございますが、その他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 熱心な話し合いをしていただきまして、本当にありがとうございました。

次回の開催日の具体の日時につきましては、先ほど部会長からお話がありましたように、審議会において中間報告案ということでございますので、審議会の四ツ柳会長及び谷口部会長と調整をさせていただきまして、事務局からご連絡したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、部会長からお話ありましたように、本日お話ししていただいた以外でも、ご意見等がございましたら、お手元の用紙にご記入の上、郵送・FAX・電子メールなどで結構でございますので、ご送付いただければ幸いです。以上でございます。

谷口部会長 どうもありがとうございました。

ぜひご意見をよろしくお願いたします。

ほかに何もございませんでしたならば、これをもちまして、議事の一切を終了させていただきます。

この部会の円滑な進行へのご協力を賜りまして、心から感謝申し上げます。

皆様のご協力に深く感謝いたします。どうもありがとうございました。

3. 閉 会

司会 以上をもちまして、第2回宮城県産業振興審議会水産林業部会を終了させていただきます。

委員の皆様方、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。